

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年9月17日

【会社名】 日本製鉄株式会社

【英訳名】 NIPPON STEEL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋本 英二

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

【電話番号】 (03)6867-4111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務室長 有村 智朗

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

【電話番号】 (03)6867-4111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務室長 有村 智朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)  
証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2021年9月14日開催の取締役会決議による委任に基づき、2021年9月16日、代表取締役社長の決定により、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国を除く。)において募集する2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下2- .において「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権のみを「本新株予約権」という。)及び2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下2- .において「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行を決定し、2021年9月16日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、上記決定において未確定であった事項が決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

(注) 訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

. 2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に関する事項

□ 本新株予約権付社債券に関する事項

( ) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

(前略)

(2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長又はその代理人が、当社取締役会の授権又は代表取締役社長の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。ただし、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記八記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(2) 転換価額は、当初、2,884円とする。

(後略)

二 引受人の名称

(訂正前)

Goldman Sachs International(共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社)

Merrill Lynch International(共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社)

Daiwa Capital Markets Europe Limited(共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社)

その他の引受人は未定

(訂正後)

Goldman Sachs International(共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社)

Merrill Lynch International(共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社)

Daiwa Capital Markets Europe Limited(共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社)

Mizuho International plc

Morgan Stanley & Co. International plc

Nomura International plc

SMBC Nikko Capital Markets Limited

・ 2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に関する事項

□ 本新株予約権付社債券に関する事項

( ) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

(前略)

(2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長又はその代理人が、当社取締役会の授権又は代表取締役社長の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。ただし、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記八記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(2) 転換価額は、当初、3,022円とする。

(後略)

二 引受人の名称

(訂正前)

Goldman Sachs International(共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社)

Merrill Lynch International(共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社)

Daiwa Capital Markets Europe Limited(共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社)

その他の引受人は未定

(訂正後)

Goldman Sachs International(共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社)

Merrill Lynch International(共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社)

Daiwa Capital Markets Europe Limited(共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社)

Mizuho International plc

Morgan Stanley & Co. International plc

Nomura International plc

SMBC Nikko Capital Markets Limited

以 上